

鳥取市中小企業・小規模企業振興会議設置要綱

(設置)

第1条 市内の中小企業・小規模企業の振興に関する効果的な施策の推進のため、鳥取市中小企業・小規模企業振興条例第12条に定める鳥取市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 振興会議は、中小企業・小規模企業の振興に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中小企業・小規模企業振興施策の実施状況
- (2) 効果的な中小企業・小規模企業振興施策の実施に向けた検証
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 振興会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する者
- (2) 公募による者

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に委員の互選により選出した会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、振興会議の議長として議事を整理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議は、会長が招集する。

2 振興会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席者の出席を求め、必要な説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 振興会議の事務局は、経済観光部経済・雇用戦略課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営等に関し必要な事項は、振興会議が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。